

〇〇町内会（自主防災組織）避難行動要支援者避難支援実施要綱

（目的）

第1条 災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の避難行動において支援が必要となる高齢者や障害者など（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、災害時に地域（隣近所）の共助により避難支援等を行う仕組みを構築し、安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的とする。

この取り組みは、「お互いさま」という地域の助け合い精神に基づいて行うもので、自分自身と家族の安全確保を基本の上に実施する。

（対象とする避難行動要支援者の範囲）

第2条 府中市から提供を受ける「府中市避難行動要支援者制度登録届兼難支援プラン(個別計画)」(以下、「登録届兼個別計画」という。)の提出者を対象とする。

※ 府中市が把握する避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のうち居宅で生活している人を対象。

- (1) 75歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 75歳以上で構成されている高齢者のみの世帯に属している者
- (3) 介護保険法の要介護度3以上の認定を受けている者
- (4) 身体障害者手帳を所持し、1級又は2級の判定を受けている者
- (5) 療育手帳を所持し、最重度④又は重度Aの判定を受けている者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の判定を受けている者
- (7) 乳幼児等その他必要と認められる者（上記(1)～(6)に準じる者）

（実施主体）

第3条 この取り組みの実施主体は、町内会（自主防災組織）とするが、実施にあたっては、地域内担当民生委員・児童委員と協力して行う。あわせて、地域内の企業・事業所にも協力を求めていくものとする。

（避難支援者の選定）

第4条 避難行動要支援者の近隣住民のうち、個人の支援者を選定して避難の支援を行うことを基本とする。その場合は、できるだけ複数を選定する。

2 個人の支援者を選定することが困難な場合には、避難行動要支援者の住む組の隣近所の住民が支援者となって、避難の支援を行うことも可とする。

（避難のための情報伝達について）

第5条 行政からの避難に関する情報に基づき避難の声かけを行うが、住民各々も気象、災害に関する情報の取得に努め、避難に活かすものとする。

（避難場所・避難経路について）

第6条 支援者と避難行動要支援者本人（家族を含む）で相談し、災害の種類に応じて、まず安全が確保できる場所（一次避難場所）と避難経路を決めておく。
（要援護者情報の取り扱い）

第7条 個人情報であることを認識し、平常時には鍵のかかる場所に保管するとともに、知り得た情報についてはみだりに漏えいしない。また、災害時での安否確認や平常時の見守り・声かけ活動といった活動以外では利用しない。

2 市から情報を受ける地域全体の情報は、町内会長が保管する。

3 各避難行動要支援者は、自身の登録届兼個別計画を自宅に保管する。保管に当たっては、避難支援者がすぐ分かるよう目立つ容器に入れ冷蔵庫の内側ポケットに入れておくなどの工夫をする。

4 避難支援者や避難支援組織（団体）の代表者は、該当する避難行動要支援者の登録届兼個別計画を保管する。

（取り組みの周知について）

第8条 地域での取り組みにあたっては、住民に十分周知を図ることとする。○
○町内会だよりや回覧で周知するほか、町内会においての会合や行事などの機会を捉えて啓発を行う。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。